

日本農業法学会2013年度年次大会「農漁村地域の復興 —大地震・大津波後2年半を経た現状と課題—」

参加報告

龍谷大学法学部教授・里山学研究センター センター長
牛尾 洋也
龍谷大学法学部教授・里山学研究センター副センター長
鈴木 龍也
龍谷大学文学部教授・里山学研究センター研究スタッフ
丸山 徳次

「日本農業法学会2013年度年次大会」が「農漁村地域の復興—大地震・大津波後2年半を経た現状と課題—」をテーマとして2013年11月9日～10日に岩手大学で開催された。農業は里山の有り様を大きく左右するものとして本研究センターの主たる研究対象の一部をなし、災害問題は里山のガバナンスを考える上での大きなテーマの一つである。本センターとしても東北における地震や津波（さらには原子力発電所事故）被害やそこからの復興の状況については関心を向けてきたところであるが、そのような問題を扱う農業法学会の年次大会が災害・復興の現場である岩手県で開かれるということで、上記3名が年次大会の議論および「農漁村地域の復興エクスカージョン」に参加した。

年次大会（シンポジウム）では、まず岩手県全体における被災および復興の現状と課題についての報告がなされた後、農地整備、住宅の集団移転、復興事業の用地取得、原子力災害下での営農再開の障害と課題（これは南相馬市を対象にしたものである）等について、主に岩手県の実情をもとにした報告がなされた。それらの報告では、最近になって急速に進みつつある復興の状況が具体的に示された。農業「法」学会ということもあって、用地取得の際の相続未処理地の扱いなど、どちらかといえば具体的でプラクティカルな問題を中心に、それらへの対処策、今後必要な立法等の問題も含め、議論がなされた。

エクスカージョンでは、復興農地整備事業が行われている陸前高田市小友地区、および堤防建設のための用地取得検討のモデル地区となっている釜石市片岸地区を視察し、事業推進を担当する行政の方や住民の方のお話を聞くなどした。

学会での議論はどちらかといえば復興事業推進のための法的対応を問題にするものであったが、学会での議論を聞き、現場での事業の状況を見ての感想は、事業自体の必要性や、事業を進めるに当たっての住民の方の意思の形成のあり方といった根本のところの問題があるのではないかという疑問であった。今後のセンターの活動の中で深めていきたい。

（文責：鈴木龍也）